

社会福祉士会のあゆみ

1. 社会福祉士の誕生と専門職団体の組織化

わが国では、戦後社会福祉事業法（現「社会福祉法」1951年法律第45号）において規定された「社会福祉主事（任用資格）」が都道府県及び市町村に置かれており、福祉の近代化に大きく寄与していた。しかし、社会福祉主事の職務は国の機関委任事務（地方公共団体の首長が法令に基づいて国から委任され、「国の機関」として処理する事務のこと。1999年的地方分権一括法により廃止された。）であるために地方自治体の職員でありながら国の基準に従わねばならず柔軟な対応が困難だったこと、導入の際に実情を考慮して必ずしも専門性を重視したわけではなくまたそれを改善しなかったために「三科目主事」という言葉に揶揄されるような専門性が重視されていない状況が継続したこと、社会福祉主事自身の専門職団体がないために専門性の維持向上や発展がなかったことなど、いくつかの問題点が現れた。

そのような状況で、日本ソーシャルワーカー協会（1960年創設）は1983年に一時の活動休止から立ち上がり、1986年には「ソーシャルワーカーの倫理綱領」を定め、国際ソーシャルワーカー連盟（IFSW）等と連携してわが国で「国際社会福社会議」を開催するなど、社会福祉専門職の国家資格化や専門性の向上に取り組んでいった。そのような動きを受け、1987年5月に「社会福祉士及び介護福祉士法」が成立し、社会福祉士と介護福祉士がわが国最初の福祉専門職の国家資格として誕生した。

この法律において定められた社会福祉士像は「専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、その他の援助を行うこと（第7条において「相談援助」という。）」（第2条 定義）というものであった。また、国家試験に合格することで得られる資格で、合格後登録によりその名称を使用できる（名称独占）ものと決められた。1989年1月に第1回社会福祉士国家試験が実施され、1033名が受験し180名が合格した。合格率は17%であった。

社会福祉士の専門職団体の組織化は、社会福祉士自身によって1989年6月ごろから取り組みが始められた。第1回国家試験の合格者が実行委員会を組織し、早くも1989年12月に「第1回社会福祉士全国研究集会」が開催され、1990年4月には社会福祉士の組織化的先駆けとして「日本ソーシャルワーカー協会社会福祉士部会」が設立された。その後、第3回国家試験の合格者が発表された1991年には社会福祉士登録者が1000人を超え、協会内の部会という位置づけから独自組織への発展と法人化が急務となってきた。1992年に社会福祉士が直接加入する全国組織と都道府県単位の支部を置くという方向が確認され、関東在住の社会福祉士と地方組織から推薦された委員による設立準備委員会が組織された。そして、1993年1月に設立総会が開催され、社会福祉士による全国組織としての日本社会福祉士会（以下、「本会」という。）が誕生した。

1993年1月15日に東京・八王子で行われた「日本社会福祉士会設立総会・研究大会」は、「歴史に1度！人生に1度！」を合言葉に、全国の555名の設立時会員のうち313名が参加した。その場で「日本社会福祉士会設立宣言」がなされ、初代会長として吉村馳生氏が選出された。また、「ソーシャルワーカーの倫理綱領」を本会の倫理綱領として踏襲することも確認された。翌16日に開催された「第1回日本社会福祉士会・社会福祉学会」では全国の会員同士の熱い議論の場となり、今まで続いている「全国大会・社会福祉士学会」のスタイルがこの時に生まれた。学会発表が基盤となって、その年に研究誌『社会福祉士』創刊号も誕生した。

その後、本会は全国大会(総会)・学会を1年ごとに開催しながら、順調に組織を拡大していった。専門職としての継続研修の必要性が確認され、1994年1月には全国社会福祉協議会主催で「第1回社会福祉士現任研修」が開催され、会独自の研修活動として北海道・近畿・九州ブロックなどいくつかの都道府県支部が集まって「ブロック研修会」が開催されていった。同年11月には全国社会福祉協議会主催で「第2回社会福祉士現任研修」も開催され、本会が編集した『社会福祉士実践事例集』が研修テキストとして採用された。また、この年に全国47都道府県すべてに支部が設置された。

1995年1月17日、阪神・淡路大震災が兵庫県南部を襲い、大きな被害が出た。直後の1月20・21日に行われた第3回全国大会・社会福祉学会(長野)において、震災の救援活動に向け「兵庫県南部地震被災者救援に関する特別決議」が採択され、現地での活動が始まった。現地にワークセンターを開設し、全国からの会員ボランティアのコーディネーターから始まった活動は、長田地区での訪問相談活動、宝塚市での被災者安否確認、仮設住宅の生活支援といった被災者支援活動に発展していった。この活動は、その後の被災地への支援の原型となっただけでなく、社会福祉士が自分たちの力と組織で被災地のニーズを確認し、それに向き合って解決していった体験であり本会に専門職団体としての大きな自信を与えた。

1995年の長野大会は震災への対応以外にも、日本社会福祉士会の社団法人化への決議、学会をそれまでの高齢・障害・児童と言った縦割り型分科会からニーズごとに分科会を設定する横断型へ改変するなど、その後の本会の動きにつながる歴史的な大会であった。横断型の分科会は後に「社会福祉援助の共通基盤(6領域)」に発展し、現在の6領域それぞれに分科会が設定されることとなっていた。

翌1996年4月1日に本会は念願の社団法人となり、専門職が構成する民法上の公益法人であることが国によって承認された。その設立趣意書(巻末資料)では、福祉行政や制度が大きく転換する中で、われわれ社会福祉士が専門職団体を構成する目的とその方向性、そのための法人組織の立ち上げを高らかに宣言している。

1996年に、本会は国際ソーシャルワーカー連盟(I F S W)加盟のため、日本ソーシャルワーカー協会、日本医療社会事業協会(現「日本医療社会福祉協会」以下同様)と「コーディネーティング・ボディ(日本国調整団体)」の基礎となる「約定書」の合意を経て、

1998年に国際ソーシャルワーカー連盟への加盟が承認され、日本ソーシャルワーカー協会とともに2番目の加盟団体となった。後に、日本医療社会事業協会・日本精神保健福祉士協会もIFSに加盟したことをきっかけにして、社会福祉専門職団体協議会（現「日本ソーシャルワーカー連盟」）を4団体で構成することとなる。

1999年には会員の自己研鑽と専門性の向上のため、基礎研修課程・共通研修課程・専門分野別研修課程の3つの研修課程からなる生涯研修制度がスタートした。本会に生涯研修センターが設置され、会員には生涯研修手帳・生涯研修ガイドが配布された。

倫理綱領に実効性をもたせるための苦情対応システムの検討は1998年に起こった社会福祉関係者の逮捕を本会が重く受け止めたことがきっかけであった。会員への懲罰というシステムを持つことの必要に迫られたのである。1999年に倫理委員会（現「綱紀委員会」）が発足し、2000年には本会会員に対する利用者からの苦情等の対応の関連規定の整備や苦情対応窓口の設置とその担当者のためのマニュアルが整備されていった。また、組織としての会へのクレームに対する対応システムの整備も行った。その一方で、本会会員が「誹謗・中傷」によって不当な扱いを受けている場合に、本会が会員への支援を行うシステムを整備した。

こうして、1990年代には本会の礎となる組織、倫理綱領、研究誌と学会、国際活動、生涯研修制度、会員に対する苦情対応システムなどが着実に整備されていった。

2. 社会福祉基礎構造改革とソーシャルワークの展開

（1）社会福祉基礎構造改革への対応

1997年に介護保険法（法律第123号）が成立し、2000年4月1日から施行されることとなった。また、1998年6月「社会福祉基礎構造改革について（中間まとめ）」（社会保障審議会基礎構造改革分科会）が発表された。

本会は、新介護システムにおいてケアマネジメントの果たす重要な役割を考え、会員へのケアマネジメントの普及、制度の定着化のため1995年から1997年までケアマネジメント全国研究集会を、1997年からはケアマネジャー指導者養成講習会を、1999年からは介護支援専門員実務研修受講試験のための全国統一模擬試験を開催した。

また、ケアマネジメントの普及活動と平行して、1995年11月、厚生省高齢者介護対策本部長宛てに「新しい高齢者介護システムについての要望」と合わせて「高齢者介護と社会福祉士の役割」を提出している。また、1997年厚生省大臣官房介護保険制度準備室長宛てに「介護報酬に関する要望書」を提出、同年には、社会福祉の専門性に立脚したアセスメントツールとして厚生省高齢者ケアサービス体制整備委員会に「ケアマネジメント実践記録様式Ver.3.0」を提出した。このツールはその後も改正を加えながら現在も使用されている。

一方、措置から契約への流れのなかで、福祉サービスの契約制度において権利擁護の仕組みが必要であることを重視し、1996年に「成年後見制度研究委員会」を発足し、権利擁

護の仕組みを構築するための組織的な基盤づくりをはじめた。1996年12月に日本弁護士連合会が公表した「成年後見法大綱（中間報告）」に対する意見と提言として1997年8月「成年後見制度に対する意見」を送付、同年11月には法務省後見問題研究会報告書に対する「緊急アピール」を行うなど、社会福祉の新しい制度を支える専門職団体として役割を明確にしていった。

さらに1998年10月からは、現在も継続して実施されている成年後見人養成研修を開催し、社会福祉士が成年後見を受任するための基盤整備を始めた。1999年には、「成年後見センターぱあとなあ」（2003年「権利擁護センターぱあとなあ」と改称）を創設、成年後見人候補者の名簿登録と紹介、成年後見を受任した会員への支援活動（ぱあとなあ情報の発行や活動報告の確認など）、損害賠償保険の開発・加入など本会の権利擁護実践を支える役割を果たすことになった。

2000年介護保険法が施行され、高齢者分野で就労する社会福祉士は、介護支援専門員資格を取得しケアプラン作成に携わることになる。同時に導入された成年後見制度においては、第三者による成年後見人等の役割を担う専門職のひとつとして社会福祉士が認知されることとなった。

（2）ソーシャルワークの定義と倫理綱領の改定

2000年にはカナダのモントリオールで開かれたIFS W総会において「国際ソーシャルワークの定義」が採択され、ソーシャルワークの価値・理論・実践が改めて明文化されることになった。それを受け、本会は日本ソーシャルワーカー協会、日本医療社会事業協会（当時）と共に「倫理綱領改定合同作業委員会」を立ち上げ、新しい倫理綱領策定に向けて動き出した。後に、日本精神保健福祉士協会を加えた社会福祉専門職団体協議会4団体においてさらに協議が重ねられた結果、2004年に倫理綱領改訂案の公表、2005年に社団法人日本社会福祉士会の倫理綱領（「社会福祉士の倫理綱領」及び「社会福祉士の行動規範」）の採択に至った。2006年からは47都道府県支部代表者に向けて「倫理綱領伝達研修」を開催して、新しい倫理綱領の理解と啓発に努めた。一方では、2001年に発生した介護支援専門員による利用者の殺人事件に対して、わが国の権利擁護を担う社会福祉士の立場から責任と役割を自覚するものとして「私たちのやくそく～信頼される介護支援専門員になるために～」が2002年の総会で採択された。

その後、「国際ソーシャルワークの定義」は見直され、「ソーシャルワーク専門職のグローバル定義」として2014年にメルボルンにおける国際ソーシャルワーカー連盟総会及び国際ソーシャルワーク学校連盟総会において採択された。新しい定義は、各国および世界の各地域で展開してもよいとされており、2016年に「ソーシャルワーク専門職のグローバル定義のアジア太平洋地域における展開」、2017年に「ソーシャルワーク専門職のグローバル定義の日本における展開」が採択されている。これに伴い改定された社会福祉士の倫理綱領が2020年6月30日に、社会福祉士の行動規範が2021年3月20日に採択された。

(3) ソーシャルワークの展開

2006年には介護保険制度の見直しによって、全国に地域包括支援センターが設置されることとなった。本会は、センターの大きな機能である「総合相談・権利擁護」を担う専門職として社会福祉士の任用を厚生労働省に働きかけ、社会福祉士が必置となった。これによつて初めて社会福祉士は実質的な業務独占を得ることとなつた。本会は導入に先立つて「地域包括支援センター社会福祉士実務研修」を東京・大阪で開催し、地域包括支援センター開設後は実践報告会、地域包括支援センター社会福祉士自己評価シートの開発とその使用のための研修会の実施、高齢者虐待対応の手引きの作成や研修の実施、高齢者虐待対応専門職チーム（日本弁護士連合会との協働）の派遣など、地域包括支援センターの活動を積極的に支援していった。

一方、成年後見制度に関しては、2016年に成年後見制度の利用の促進に関する法律が成立し、2017年に成年後見制度利用促進計画（基本計画）が閣議決定された。基本計画では社会福祉士会及び社会福祉士の役割についてふれられており、成年後見制度の利用促進にあたり、ますます社会福祉士の重要性が高まっている。

なお、2021年4月時点でのばあとなあ名簿登録者は8,192人、2021年1月末時点での法定後見受任件数は28,687件となっている。

また、21世紀のわが国では経済の低成長や少子高齢化社会の進展を背景に様々な新しい福祉ニーズが生まれてきた。新しいニーズに対して、国や地方自治体から社会福祉士の専門性に期待するところが大きくなつていった。本会としては、次のような調査研究やそれを踏まえた政策提言や研修会の実施、テキスト等の作成等を行つてゐる。

ハンセン病元患者の社会復帰では、2003年に厚生労働省へ「ハンセン病元患者の宿泊拒否についての（声明）」を提出した他、社会福祉専門職団体協議会において、ハンセン病回復者に対する支援はソーシャルワーカー全体の問題であるとの認識のもと、ハンセン病回復者及び家族の地域生活を支援するための相談センター（ハート相談センター）を開設し、現在まで至つてゐる。2011年度には厚生労働省へ「ハンセン病療養所退所者等の地域生活支援のための専門的相談機関を国のモデル事業として整備し、ソーシャルワーカーを活用することについての要望」を提出している

ホームレスや新しい貧困層への対応では、2004年に厚生労働省に「ホームレスの自立支援等に関する基本指針（案）への意見」を提出した。また、同年に専門職が相談員として利用できる『ホームレスの自立を支援する相談員の手引き』を作成した。2009年度には就労支援委員会として『ソーシャルワーク視点に基づく就労支援実践ハンドブック』（中央法規）を出版した。また、2013年に成立した生活困窮者自立支援法の衆議院付帯事項として、自立相談支援事業の相談員については社会福祉士等の配置を検討することが決議された。そこで、本会は厚生労働省に自立相談支援事業に従事する相談支援員等に社会福祉士等の配置を求める「生活困窮者自立相談支援事業における人材配置に関するお願ひ」を提出した。

滞日外国人への支援としては、2005年に滞日外国人支援委員会を立ち上げ、先駆的に取り組みを行っている団体のヒヤリング調査を行い報告にまとめ、47都道府県支部に配布した。また、研修会を開催するとともに滞日外国人支援の手引きを作成し、2012年には『滞日外国人支援の実践事例から学ぶ多文化ソーシャルワーク』(中央法規)を出版した。2014年度には、全国で行っている滞日外国人支援に携わる人材の養成に関する調査を行い、報告書をまとめた。

司法領域では、2007年度の社会福祉事業に従事する者の確保を図るために措置に関する基本的な指針や社会福祉士及び介護福祉法の改正の附帯決議において、社会福祉士の職域を司法、労働、保健医療へと拡大すべきと指摘された。一方、本会内部でも司法領域におけるソーシャルワークの必要性が協議され、2008年度から福祉医療機構の助成を受けて、調査研究が開始された。2009年度には厚生労働省において地域生活定着支援センターが予算化され、2017年度現在までに、8つの都道府県社会福祉士会が地域生活定着支援センターを受託している。また、本会は、2013、2014年度の2ヶ年度にわたり、厚生労働省社会福祉推進事業分のセーフティネット支援対策等事業費の補助金を受け、高齢者や知的障がい者等の福祉的支援を要する被疑者の逮捕時・被告人の裁判段階の支援について、日本弁護士連合会をはじめとする司法関係機関との連携のもと、司法分野における社会福祉士の関与のあり方に関する連携スキームを検討するための調査研究事業を行っている。

教育分野では、2008年から丸紅基金の助成金を受け、新任の学校現場のソーシャルワーカー向け「自己チェックシート」を作成した。また、研修会の開催やスクールソーシャルワーカー活用事業における社会福祉士の活用等の要望活動を行っている。2010年度には関係4団体でスクールソーシャルワーカー活用事業に関する要望書を作成し、各都道府県の関係4団体から各県の教育委員会に提出した。2014年度には、「子どもの貧困対策に関する大綱」が閣議決定されたが、子どもの貧困対策を総合的に推進するためには支援体制の整備が必要であることから、本会と日本精神保健福祉士協会と連名で文部科学大臣及び内閣府特命大臣に要望書を提出した。

2011年3月11日に起きた東日本大震災では未曾有の被害が生じた。本会は今までの災害支援の経験をふまえ、翌日には災害他作本部を立ち上げ、都道府県社会福祉士会と連携した支援体制を構築した。このとき、「社会福祉士が」「社会福祉士会が」何をすべきかを話し合い、支援方針として、①ソーシャルワークを発揮する支援であること、②被災地が主体となる支援であること、③終了を見据えた継続的な支援であること、を掲げ、主に被災地の地域包括支援センターへの支援活動を決定した。災害対策本部は、財源の確保、情報発信、活動支援者の募集と派遣、等を行った。2011年度の被災地への活動員派遣者数は、延べ4,562人であった。災害支援には平時からの体制整備が重要であることを再認識し、その後、災害マニュアルの見直しや災害支援に関する研修プログラムの開発を行った。その後、2016年には平成28年熊本地震が発生し多大な被災を受けた。本会は東日本大震災での支援経験を活かし、現地の地域包括支援センターへ延べ588人の活動員を派遣した。

地方分権で都道府県・市町村が福祉実務を担うにあたり本会への養成だけではなく、都道府県社会福祉士会が地方自治体から新しいニーズへの取り組みに対して事業委託を受けること多くなった。それに対応できるように各種事業の担当者を都道府県社会福祉士会に設置している。

また、国は 2015 年に「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」を公表後、2016 年に閣議決定した「ニッポン一億総活躍プラン」に地域共生社会の実現を盛り込み、その後「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置、2017 年に地域力強化検討会による「最終とりまとめ～地域共生社会の実現に向けた新たなステージへ～」がまとめられるなど、地域共生社会の実現に向けた動きが急速に進められている。2016 年以降に開催された社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会では、社会福祉士のあり方が審議されており、そこでは地域共生社会の実現に向けてソーシャルワークの機能が求められている。今後、ソーシャルワーク専門職である社会福祉士が果たすべき役割はますます重要となることが見込まれる。

3. 社会福祉士及び介護福祉士法の改正と新しい組織に向けて

(1) 社会福祉士及び介護福祉士法の改正

昭和 62 年に制定された社会福祉士及び介護福祉士法は、基礎構造改革以前の措置制度を前提として制定されたものであったため、前述のような多様なニーズを受け止める専門職として、社会福祉士の業務の内容や養成課程を見直す必要が生まれた。

2007 年 12 月に社会福祉士及び介護福祉士法が改正され、「専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者（第 47 条において「福祉サービス関係者等」という。）との連絡及び調整その他の援助を行うこと（第 7 条及び第 47 条の 2 において「相談援助」という。）を業とする者」と社会福祉士の業務内容が改められた。このように、新しい法のもとでは「助言、指導」から「連絡、調整」を中心とした援助に改められたのである。それ以外にも、利用者個人の尊厳の保持、自立支援、地域に即した支援、連携、資質向上の責務などが規定され、新しい時代を担う社会福祉士像が明らかになった。この法律に基づいて、社会福祉士養成課程のカリキュラムが見直され、従来の法制度重視のカリキュラムからソーシャルワーク実務をふまえたカリキュラムに変更された。具体的には、相談援助技術・地域支援に関する科目が増え、社会福祉援助技術演習・実習の時間数が大幅に拡大された。2009 年度から新しいカリキュラムが導入され、同年からは新しいカリキュラムの科目に基づいた国家試験が実施されている。

法改正にあたっていくつかの附帯決議がなされた。社会福祉士の処遇改善とともに、社会福祉施設の長や生活相談員等への任用を促進すること、認知症対応や障害を持つ者等への対応やサービス管理等の分野においてより専門的な対応ができる専門社会福祉士(仮称)

の仕組みを検討することなどがその内容であった。専門社会福祉士のあり方の検討は法改正と同時に始まり、それに合わせて本会の生涯研修制度の見直しを行ってきた。また、認定社会福祉士制度も 2011 年 10 月に第三者機関（認定社会福祉士認証・認定機構）が設立され、2013 年度に第 1 回の認定審査が行われ、2014 年 4 月には、認定社会福祉士が誕生することとなった。

（2）新しい組織に向けて

他方、本会は 2001 年に既に会員 1 万人を越えていた。そのような状況の中、さらなる発展のためには組織基盤の整備が課題であり、とりわけ都道府県支部の活動強化・運営体制の整備が急務になっていた。この間、各支部では公益事業や財政規模の大幅な拡大を行ってきたが、任意団体のままでは社会的な責任を果たす上で限界が生じてきていた。のために、都道府県支部の社団法人化を図る必要があった。2001 年 6 月の神奈川県社会福祉士会の社団法人化を始めとして各支部の社団法人化は順調にすすめられてきたが、わが国の全体の公益法人改革が進められる中で都道府県によっては新しい法律が制定されるまで認可しないなどの対応もあり、すべての支部が法人化するにはなお時間が必要であった。会員数が 3 万人を超える、すべての会員が議決権をもつ社員総会のシステムには無理が出てきたことで、2006 年には都道府県支部から選ばれた 150 名の代議員による代議員総会に変更した。

2008 年から新しい公益法人の制度が始まり、旧民法での社団法人格の取得ができていなかった支部も、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）で定められた「一般社団法人」として法人格を取得し、2009 年度中にすべての支部が法人化された。

2010 年 6 月総会において本会は会員個人が個別に日本及び都道府県社会福祉士会に所属する従来の形を改め、会員個人は都道府県社会福祉士会に所属し、法人である都道府県社会福祉士会の連合体として日本社会福祉士会が構成されるかたちに改める方針が議決され、2012 年 4 月に連合体組織へと移行した。また、新しい公益法人制度により 2013 年 11 月 30 日までに新しい法人への移行申請が必要となった。本会は一貫して、その目的を「人々の生活と権利の擁護及び社会福祉の増進に寄与すること」しており事業内容は公益であるとの自負があった。そこで、本会は 2013 年 7 月に公益社団法人への移行申請を行い、2014 年 4 月より公益社団法人へと移行することとなった。

そして、2015 年 6 月には本会及びその構成員である都道府県社会福祉士会が、連合体組織としての理念の共有化を図り連合体組織として守るべき規律の根拠とする日本社会福祉士会憲章を定めた。

このように、本会は、組織基盤を整備しつつ、わが国の社会福祉専門職団体として、倫理を確立し、専門職としての資質と社会的地位の向上のための地歩を固めるとともに、社

会福祉の充実、権利擁護の実現に向けて歩んでいるのである。

(参考文献)

- ・『日本社会福祉士会十年史』(入手不可、都道府県社会福祉士会事務局に備え付け) 2003年
- ・『日本社会福祉士会二十年史』 日本社会福祉士会, 2013年
- ・『新 社会福祉援助の共通基盤第2版』 上・下, 中央法規出版, 2009年
- ・「日本社会福祉士会総会議案集」(本会ホームページに掲載)
- ・『東日本大震災災害支援活動の記録』 日本社会福祉士会, 2012年
- ・衆議院「社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律案に関する付帯決議」(本会ホームページ専門社会福祉士制度準備委員会に掲載),
- ・「ソーシャルワークが展開できる社会システムづくりへの提案」 日本学術会議, 2003年
- ・「専門社会福祉士認定システム構築に向けた基礎研究事業報告書」(本会ホームページに掲載)
- ・『三訂社会福祉士の倫理 実践ガイド』 中央法規出版, 2022年
- ・『地域包括支援センターのソーシャルワーク実践』 中央法規出版, 2006年